

## PRESS RELEASE

2020年7月13日  
株式会社 池田模範堂

# 社員に寄り添った育児・介護支援制度へ ～仕事との両立をサポートする制度を拡充～

当社はこのたび、育児・介護をかかえている社員の負担を少しでも軽減したいとの思いから、社内の制度を見直し、整備することにいたしました。

拡充にむけては、育児中の社員へヒアリングを行い、多く寄せられた要望を既存の仕組みに取り入れました。これにより、働き方の自由度を高めた制度となっております。

これからも当社は、様々な支援を通して社員の働きやすい環境作りを行ってまいります。

### ➤ 2020年4月1日から実施

#### ① 育児・介護短時間勤務の勤務パターンを追加 (現行3パターンから8パターンに変更)

※1年間のテスト運用を行い、運用上の問題点等を確認のうえ正式に決定します。

1) 8時30分～16時30分
2) 9時30分～16時30分
3) 9時30分～17時30分

※当社就業時間は8時30分～17時30分です



1) 8時30分～16時30分
2) 8時30分～17時00分
3) 9時00分～16時30分
4) 9時00分～17時00分
5) 9時00分～17時30分
6) 9時30分～16時30分
7) 9時30分～17時00分
8) 9時30分～17時30分

※青字は今回追加したパターンです

#### ② 失効年休積立制度 運用基準の規制緩和 (積立日数：5日/年、積立上限：30日)

従来：本人の私傷病の治療（連続5労働日以上）や、家族介護（連続5労働日以上）のために取得できました。

今後：従来に加え、子育てのためや不妊治療のため休業が必要なときも、1日単位で取得できるようにしました。また、家族介護も、1日単位での取得を可能としました。

➤ 当社の社内環境作りの実績（当社 HP でも公開）

ワークライフバランスを重視し、残業時間の削減や有給休暇の取得など働きやすい職場環境を整えています。

※赤字は法定基準以上

法定	当社の制度
<p>◆育児休業 期間：子が1才に達するまで （※最長2才まで延長が可能） ※1.保育所に入れなかった場合 2.養育が困難になった場合 （育児をしている配偶者の死亡、負傷、 疾病、出産、離婚等）</p> <p>◆介護休業 期間：3回を上限として、通算93日まで分割 取得が可能</p>	<p>◆育児休業 期間：子が1才に達するまで （※最長2才まで延長が可能） ※1.保育所に入れなかった場合 2.養育が困難になった場合 （育児をしている配偶者の死亡、負傷、 疾病、出産、離婚等）</p> <p>◆介護休業 期間：3回を上限として、<b>通算1年</b>まで分割取 得が可能</p>
<p>◆育児短時間勤務 対象：3歳未満の子を養育する労働者</p> <p>◆介護短時間勤務 期間：利用開始の日から3年間で2回まで取 得可能</p>	<p>◆育児短時間勤務 対象：<b>小学校就学中</b>までの子を養育する労働者</p> <p>◆介護短時間勤務 期間：利用開始の日から3年間で2回まで取 得可能</p>
<p>◆子の看護休暇 対象：小学校就学前までの子を養育する労働者 日数：（1人）5日/年、（2人以上）10日/年 事由：子の傷病の看護</p> <p>◆介護休暇 日数：（1人）5日/年、（2人以上）10日/年</p>	<p>◆子育て休暇 対象：<b>高等学校就学中</b>までの子を養育する労働者 日数：<b>（1人以上）10日/年</b> 事由：<b>子育てに関する事項</b></p> <p>◆介護休暇 日数：（1人以上）10日/年</p>
<p>◆所定外労働の免除 対象：3才未満の子を養育する労働者及び要介 護状態にある家族を介護する労働者</p>	<p>◆所定外労働の免除 対象：<b>小学校就学始期</b>に達するまでの子を養育 する労働者及び要介護状態にある家族を介護 する労働者</p>
	<p>◆配偶者出産休暇 日数：<b>2日</b></p>

＜本件のお問い合わせ先＞  
 株池田模範堂 総務グループ 山岸 / 柿田  
 電話：076-472-1133（本社代表）  
 FAX：076-472-0092  
 本社：富山県中新川郡上市町神田16番地  
 URL：<https://www.ikedamohando.co.jp/>

